北洋健診必要書類について

必要書類は以下の３点セットです。

　　　歯科健診受診券（青色）

　　　保険証

　　　歯科健診診査票（健康用紙①～④の４枚綴り）

健診当日に、

1. 「歯科健診受診券」を忘れた場合は健診後に持参あるいは郵送で届けてもらうようお願いしてください。
2. 「保険証」を忘れた場合、「運転免許証」等、身分確認ができればＯＫです。
3. 「健診診査票」を忘れた場合は会員ページからダウンロードするか、道歯会事業課（Ｔel 011-231-0945）などに連絡してＦａｘしてもらうこともできます。

健診後、受診者には

　　　「保険証」

　　　「歯科健診診査票の④（受診者用）」を返却してください。

健診後、１か月以内に所属郡市区歯会に、

　　　「健診受診券（押印済みのもの）」

　　　「請求書」「歯科健診票の②（企業・健保組合用）と③（道歯会用）」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　を提出してください。

健診料金は窓口で徴収しないでください。

請求書は月単位に取りまとめ、郡市区歯会に送付してください。

なお、健診料3,000円（税込）は２か月後を目途に振り込まれます。

健診（終了）当日に治療を行った場合、初・再診の算定はできませんが、それ以外の保険請求はできます。摘要欄に「事業所健診同日診療」等のご記入をお願いいたします。尚、健診と同一医院での翌月以降１か月以内の治療は「再診」からの算定になり、「事業所健診からの移行」とご記入ください。